

公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団への寄付のご依頼

時下愈々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素より公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団に対しまして、格別なご高配を賜り感謝に堪えません。

当財団は1990年、故山村雄一先生の、“千里を中心とする大阪北部地域を生命科学（ライフサイエンス）のメッカに育てる”という気宇壮大な構想のもとに設立され、以来、人材育成事業（セミナーなど）、普及啓発事業（フォーラム、市民公開講座など）、研究助成事業、高校生・小学生事業、研究実用化支援事業などを展開し、ライフサイエンスの振興を通じて社会に貢献してまいり、2010年4月には大阪府知事より公益財団法人として認定されたところであります。

こうした事業は、創設当初に出損していただいた基本財産ほかの財産運用や、寄付金収入により推進されております。しかし、今日の低金利の中で、ライフサイエンスに対する皆様の期待に沿い、安定的に事業を進めるためには、一層の事業資金の充実が必要となっております。

つきましては、当財団の事業目的をご理解いただきまして、公益目的事業の為の寄付をお願い申し上げます。

公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団
理事長 審良 静 男

財団の事業概要について（当財団が実施する公益事業の一部に充当させていただきます。）

- ◆人材育成事業・・・ライフサイエンスの振興を担う研究人材の育成を図る事業
- ◆研究助成事業・・・若手研究者の研究テーマに対して助成する事業（岸本基金研究助成）
- ◆普及啓発事業・・・ライフサイエンスに関する知識啓発と広報誌の発行
- ◆実用化支援事業・・・ライフサイエンス分野における研究とその実用化を支援する事業

税法上の優遇措置について

当財団は公益財団法人であるため、寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当し、寄付をした場合には、税法上の優遇措置が適応されます。詳細は所轄の税務署へお問い合わせ下さい。

1. 個人の場合（所得控除）

確定申告の際、年間所得の40%相当額を限度として(寄付金額-2,000円)を所得金額から控除。

*所轄税務署で確定申告を行って下さい。その際、当財団が発行した領収書を添付して下さい。

*当財団への寄付金は下記要件を満たしていない為、所得税の税額控除の対象となりません。

- (1)3,000円以上の寄付金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。
- (2)経常収入金額に占める寄付金等収入の割合が1/5以上であること。

2. 法人の場合

(1)一般損金算入限度額： $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1000 + \text{所得金額} \times 2.5 / 100) \times 1/4$

(2)特別損金算入限度額： $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$

寄付の手続き

- (1) 当財団所定の「寄付金申込書」に必要事項をご記入の上お送りください。
- (2) 詳細につきましては当財団事務局にお問い合わせください。